

# 小規模事業者持続化補助金

## 事業の概要

### 全国の商工会議所一覧

### 公募要領

・[第1次\(PDF\)4/28更新](#)

・[補足・追加説明](#)

### 募集要項

・[様式1](#) (Word)

・[様式2](#) (Word)

・[様式3](#) (Word) [4/28更新](#)

・[様式5](#) (Word)

・[様式1,2,3,5を一括](#) (Word) [4/28更新](#)

・[様式6](#) (Word) [NEW](#)

### [FAQ5/8更新](#)

### [参考: マル経融資制度](#)

- ・ **経営計画に基づいて**実施する**販路拡大**等の取り組みに対し**50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます
- ・ 計画の作成や販路拡大の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます
- ・ **小規模事業者**が対象です(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

## 新着情報

- 5月8日 [FAQページを追加しました](#)  
(「従業員の処遇改善を行っている事業者」について)
- 5月2日 [第一次公募第一次受付採択者一覧を公開しました](#)
- 4月28日 [第1次公募の第2次受付分より、公募要領の内容を一部改訂しました](#)  
(従業員の処遇改善を行っている事業者について、補助上限額を50万円から100万円に引き上げ)
- 4月28日 「[様式3](#)」の記載を一部改訂するとともに、「[様式6](#)」を新たに設定しました
- 4月28日 [FAQページを追加しました](#)  
(「従業員の処遇改善を行っている事業者」について)
- 4月2日 [第1次公募の第2次受付分より、公募要領の内容を一部改訂しました](#)  
(委託費・外注費の上限設定規定を削除)
- 3月25日 [公募要領の補足説明ページを公開しました](#)
- 3月25日 [FAQページを公開しました](#)
- 2月27日 第1次公募を開始しました

## 事業の概要

※詳細は[公募要領](#)等でご確認ください。

### ◆補助対象者

小規模事業者者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

### ◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

#### 《対象となる取り組みの例》

##### (1) 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

##### (2) 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

##### (3) 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

##### (4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

### ◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅

### [第一次公募第一次受付採択者一覧](#)

## 【問い合わせ先】

日本商工会議所  
小規模事業者持続化補助金事務局

電話:03-5413-7221

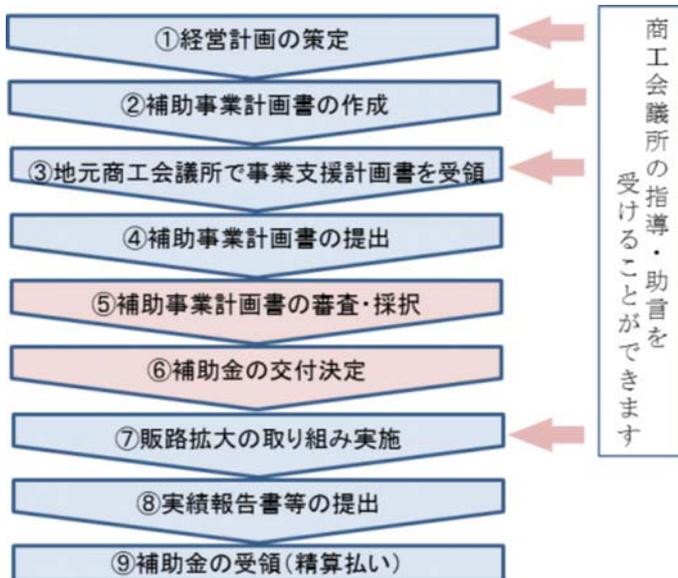
費、委託費、外注費

### ◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限50万円(雇用を増加させる取り組み、または従業員の処遇改善を行っている事業者は上限100万円)

### ◆申請手続



ミラサポで電子申請を行う場合は[こちら](#)

※電子申請に関する問い合わせは[ミラサポ運営事務局](#)にお願いします

### ◆手続きの期限等

	第一次公募	
	第一次受付	第二次受付
申請受付開始	2月27日(木)	
申請締切	3月28日(金)	5月27日(火)
採択結果公表	5月2日(金)	6月下旬(予定)
実施	交付決定から平成27年1月31日の間に実施	
実績報告	補助事業終了後30日を経過する日または平成27年2月10日の いずれか早い日までに報告	

©2014 小規模事業者持続化補助金.